

# 令和6年度 北区ベビーシッター利用支援事業のご案内 (一時預かり利用支援)

日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料の一部を助成します。

## 1 対象者

北区に住所を有する、以下のいずれかの保護者（保育施設の利用、保育認定の有無は問いません）

- ・ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方  
(保護者の仕事や自己実現、学校行事など、幅広い理由で利用することができます。)
- ・ ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方  
(ベビーシッターと家庭内で一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図ります。)

## 2 対象児童

満6歳に達する年度の末日までのお子さん（0歳児～5歳児クラスのお子さん）



## 3 利用上限

お子さん一人当たり年 **144 時間**まで（多胎児の場合は、お子さん一人当たり年 288 時間まで）

## 4 助成上限および対象利用料

午前7時から午後10時まで：1時間あたり 2,500 円を上限に助成

午後10時から午前7時まで：1時間あたり 3,500 円を上限に助成

※原則、お子さん一人に対して1人のベビーシッターになります（共同保育の場合を除く）。

※共同保育の場合を除き、お子さん2人以上に対して1人のベビーシッターで保育する場合補助対象外

※純然たる保育サービス提供対価（税込み）のみが補助対象です。

（入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代の実費や付随サービス等は対象外です。）

※クーポンや福利厚生制度等を利用し、保育料の負担軽減を受けている場合は、減額された後の保育料（交通費やオプション料金等の補助対象外経費を先に減額）が助成対象となります。

## 5 利用の流れ

- (1) 東京都の認定事業者一覧から事業者を選び、事業者と直接利用の契約を行います。  
※その際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えてください。  
※東京都が定める要件を満たさないベビーシッター（個人）が従事した場合は助成対象外です。
- (2) ベビーシッターを利用し、料金を事業者に支払います。  
※事業者から「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書」の交付を受けてください。証明書は補助金を申請する際に必要になります。
- (3) 裏面の必要書類をそろえ、申請書類提出期限までに区に補助金を申請します。

《令和6年度申請及び交付時期》

交付回	利用時期	申請書類提出期限	交付時期
第1回	令和6年4月～6月	令和6年7月12日まで	8月下旬
第2回	令和6年7月～9月	令和6年10月15日まで	11月下旬
第3回	令和6年10月～12月	令和7年1月15日まで	2月下旬
第4回	令和7年1月～3月	<u>令和7年4月15日まで</u>	5月下旬

※申請書の提出期限までに間に合わなかった場合は、次回に交付します。

ただし、前年度分の申請は受付できませんのでご注意ください。

## 6 補助金の申請方法

(1) すべての方が必要な書類

**A** 北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼交付請求書

**B** 利用内訳表（別紙様式）

**C** ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書

※ご利用のベビーシッター事業者に交付の依頼をしてください。

**D** 保育料を支払ったことを証明する書類の写し（領収書等）

※領収書等で「①利用年月日②利用した児童の氏名③利用時間④利用料の内訳（純然たるサービス提供対価とそれ以外の料金）」が確認出来ない場合には、別途、①～④が分かる書類をご提出ください。

(2) 該当者のみが必要な書類

**E** クーポンによる支払や勤務先の福利厚生等の助成を受けたことが分かるものの写し

※ **A** ～ **B** の書類は、北区公式ホームページからダウンロードすることができます。  
二次元コードを読み取り、該当ページをご確認ください。



## 7 よくある質問 (Q&A)

「北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） よくある質問 (Q&A)」を参照ください。

【問い合わせ及び申請先】

北区 子ども未来部 保育課 私立保育園係（第1庁舎2階2番）

住所：〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22 電話：03-3908-1333

## 北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） よくある質問（Q&A）

### 1. ベビーシッター事業者について

Q1 どのベビーシッター事業者を利用すれば良いでしょうか？

A1 東京都福祉保健局「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」から事業者を選び、事業者と契約のうえ利用してください。

**※東京都が定める要件を満たしたベビーシッター（個人）であることをご確認ください。**

認定事業者一覧に記載されている事業者を利用した場合のみ補助の対象となります。

認定事業者一覧に記載されていない事業者を利用した場合は補助対象外になりますので、ご注意ください。

Q2 ベビーシッターを利用する際に注意することはありますか？

A2 事業者と契約する際に、厚生労働省が示す『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』をご確認ください。

Q3 ベビーシッターを利用する前に区役所に提出する書類等の手続きはありますか？

A3 とくにありません。

ベビーシッター利用後に区役所に補助金の請求手続きをおこなってください。

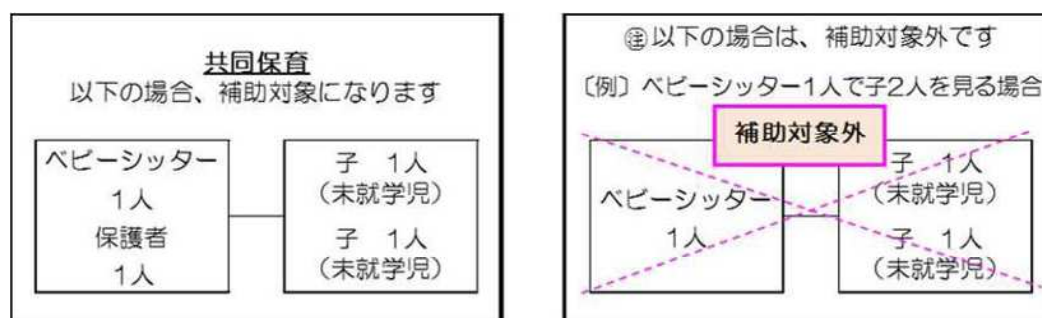
### 2. 共同保育について

Q4 「共同保育」とは何ですか？

A4 共同保育とは、保護者がベビーシッターと一緒に保育をすることを言います。

以下を参考にしてください。

なお、保護者がテレワークで仕事をする場合、外出する場合や家事を行うなどは原則どおり児童1人に対しベビーシッター1人の配置が必要になります。ベビーシッター1人で、お子さん2人を保育する場合は補助対象外になりますのでご注意ください。



※小学生以上の兄弟がいる場合、保護者が契約において同意し、かつ未就学児と同数のベビーシッターを手配していれば、未就学児にかかる金額のみ補助対象になります。

Q5 共同保育をしている場合、他の兄弟姉妹の保育をすることはできますか？

A5 契約により共同保育をする場合、ベビーシッターが1人でも兄弟姉妹の保育が可能です。

### 3. 補助金の申請について

Q6 ベビーシッター事業者が発行した領収書の名前と、補助金申請者の名前は同一でないといけませんか？

A6 同一世帯の方であれば、領収書の名前と申請者の名前は同一でなくてかまいません。

Q7 提出日までに領収書の発行が間に合わない場合はどうすれば良いですか？

A7 先に請求書や利用内訳表等の利用した金額や時間がわかる書類を提出してください。  
領収書は発行され次第提出してください。

Q8 申請期限を過ぎてしまった場合は申請できませんか？

A8 同じ年度内であれば遡って申請できます。  
ただし、前年度分の申請は受付できません。第4回目の提出期限を過ぎた前年度以前分については補助できませんのでご注意ください。  
原則四半期ごとの申請になりますので、できるだけ利用時期の対象になる提出期限内に申請をお願いします。

Q9 交付された補助金は所得税の課税対象になりますか？

A9 課税対象にはなりません。本事業の補助金は非課税対象です。

Q10 補助金交付額はどのように決定しますか？

A10 補助金額は以下のとおり算定しております。  
①月ごとに保育料と保育時間を合計します。割引額がある場合、はじめに交通費等の対象外経費に充て、なお残額がある場合は保育料から差し引きます。  
②1時間未満を切り捨てた保育時間に2,500円（夜間は3,500円）を掛けた金額と、保育料の合計とを比較して低い方の金額を月別補助額とします。  
③四半期ごとの月別補助額を合計し、100円未満を切り捨て、補助決定額とします。

～算定例～

利用日	利用開始時間	利用終了時間	利用時間	保育料	交通費	割引額	合計
4/21	10:00	13:00	3.0	6,600	800	0	7,400
4/28	10:00	15:30	5.5	12,100	800	0	12,900
4/29	14:00	19:00	5.0	11,050	900	0	11,950
合計			13.5	<b>29,750</b>	2,500	0	32,250

上記の場合は、月別補助額は **29,750円** になります。

(13.5時間を13時間とし、13時間×2,500円=32,500円 > **保育料の合計 29,750円**)

利用日	利用開始時間	利用終了時間	利用時間	保育料	交通費	割引額	合計
5/10	13:00	22:00	9.0	24,500	800	2,000	23,300
5/15	11:00	16:30	5.5	12,100	800	0	12,900
合計			14.5	36,600	1,600	2,000	36,200

上記の場合は、月額補助額は **35,000円** になります。

・14.5時間を14時間とし、14時間×2,500円=35,000円 < 保育料の合計 35,400円  
・5月10日は、割引額を先に交通費に充て、残りの割引額1,200円を保育料から差し引き、23,300円になります。

4月と5月の月別補助額の合計64,750円（4月）29,750円+（5月）35,000円）から100円未満を切り捨てし、**64,700円**が補助決定額となります。

東京都北区長 殿

東京都北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金  
交付申請書兼交付請求書

令和6年度東京都北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金として、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に関し、次の事項に同意します。

1. 北区が保護者及び児童の住民基本台帳等を確認すること。
2. 北区がベビーシッター認定事業者利用状況等を確認すること。
3. 厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を確認していること。

1. 申請者(保護者)

フリガナ		電話	-	-
氏名		住所	〒 -	

2. 対象児童

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏名					

※兄妹姉妹、双子以上の児童についても同時に申請する場合は、以下にご記入ください。

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏名					
フリガナ		生年月日	年	月	日
氏名					

3. 対象期間

令和 年 月利用分	～	令和 年 月利用分
-----------	---	-----------

4. 申請額

円
---

5. 振込口座

補助金は下記の名義人口座へ振り込んでください。

金融機関		銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店名						本店 支店 出張所
預金項目	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

※口座名義が申請者（保護者）と異なる場合、委任状が必要です。

6. 添付書類

- ・ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書（認定事業者が発行したもの）
- ・領収書等の写し（氏名、利用日時及び保育料の支払いが分かるもの）
- ・別紙（ベビーシッター（一時預かり）利用内訳表）
- ・クーポンによる支払や勤務先の福利厚生等の助成を受けたことが分かるものの写し（該当者のみ）

東京都北区長 殿

東京都北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金  
交付申請書兼交付請求書

令和6年度東京都北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金として、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に関し、次の事項に同意します。

- 1. 北区が保護者及び児童の住民基本台帳等を確認
- 2. 北区がベビーシッター認定事業者を利用状況等
- 3. 厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利

訂正する場合は、間違えた箇所に二重線を引き、その上に訂正印を押印して書き直してください  
※修正液や修正テープでの訂正は無効です

1. 申請者(保護者)

フリガナ	キタク タロウ	電話	080 - **** - ****
氏名	北区 太郎	住所	〒 114 - 8508 北区王子本町1-15-22

2. 対象児童

フリガナ	キタク ハナコ	生年月日	令和 3 年 11 月 1 日
氏名	北区 花子		

※兄妹姉妹、双子以上の児童についても同時に申請

申請者名と口座名義は一致させてください。(領収書等の名前と一致する必要はありません。)  
一致しない場合ご家族であっても委任状の提出が必要になります。

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			

3. 対象期間

実際にベビーシッターを利用した期間を記入してください

令和 6 年 4 月利用分	～	令和 6 年 6 月利用分
---------------	---	---------------

4. 申請額

114,000	ご提出いただく領収書等を基に、区で審査し交付額を決定します 申請額=交付額ではありませんので、ご注意ください
---------	---

5. 振込口座

補助金は下記の名義人口座へ振り込んでください。

金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店名	本店 支店 出張所
預金項目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※口座名義が申請者（保護者）と異なる場合、委任状が必要です。

6. 添付書類

- ・ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書（認定事業者が発行したもの）
- ・領収書等の写し（氏名、利用日時及び保育料の支払いが分かるもの）
- ・別紙（ベビーシッター（一時預かり）利用内訳表）
- ・クーポンによる支払や勤務先の福利厚生等の助成を受けたことが分かるものの写し（該当者のみ）

ベビーシッター(一時預かり)利用内訳表 <表面>

申請者氏名：

---

児童氏名：

---

※お子さまお一人につき1部作成ください。  
 ※純然たる保育サービス提供単価(税込み)を記入してください。  
 クーポン等の割引の利用がある場合は、割引後の利用料を記入ください。  
 ※共同保育とはテレワーク等で家庭内にいるだけでなく、  
 子育ての不安の解消等のためにベビーシッターと一緒に保育することを指します。  
 共同保育の場合はきょうだいで折半した保育料の金額を記入ください。  
 ※同日に夜間帯(22時から翌7時まで)をご利用いただいた場合は、行を分けて記入ください。

【 令和 年 月分】

	日付	共同保育 の場合は○	夜間帯利用 の場合は○	利用時間帯 (24時間表示)		利用時間	保育料
				開始時間	終了時間		
1	日			:	:	時間 分	円
2	日			:	:	時間 分	円
3	日			:	:	時間 分	円
4	日			:	:	時間 分	円
5	日			:	:	時間 分	円
6	日			:	:	時間 分	円
7	日			:	:	時間 分	円
8	日			:	:	時間 分	円
9	日			:	:	時間 分	円
10	日			:	:	時間 分	円
11	日			:	:	時間 分	円
12	日			:	:	時間 分	円
13	日			:	:	時間 分	円
14	日			:	:	時間 分	円
15	日			:	:	時間 分	円
						合計利用時間 (分は切捨て)	合計保育料
						時間	円
(夜間)						時間	円

別紙

ベビーシッター(一時預かり)利用内訳表 <裏面>

【 令和 年 月分】

	日付	共同保育 の場合は○	夜間帯利用 の場合は○	利用時間帯 (24時間表示)		利用時間	保育料
				開始時間	終了時間		
1	日			:	:	時間 分	円
2	日			:	:	時間 分	円
3	日			:	:	時間 分	円
4	日			:	:	時間 分	円
5	日			:	:	時間 分	円
6	日			:	:	時間 分	円
7	日			:	:	時間 分	円
8	日			:	:	時間 分	円
9	日			:	:	時間 分	円
10	日			:	:	時間 分	円
11	日			:	:	時間 分	円
12	日			:	:	時間 分	円
13	日			:	:	時間 分	円
14	日			:	:	時間 分	円
15	日			:	:	時間 分	円
						合計利用時間 (分は切捨て)	合計保育料
						時間	円
						時間	円

(夜間)

【 令和 年 月分】

	日付	共同保育 の場合は○	夜間帯利用 の場合は○	利用時間帯 (24時間表示)		利用時間	保育料
				開始時間	終了時間		
1	日			:	:	時間 分	円
2	日			:	:	時間 分	円
3	日			:	:	時間 分	円
4	日			:	:	時間 分	円
5	日			:	:	時間 分	円
6	日			:	:	時間 分	円
7	日			:	:	時間 分	円
8	日			:	:	時間 分	円
9	日			:	:	時間 分	円
10	日			:	:	時間 分	円
11	日			:	:	時間 分	円
12	日			:	:	時間 分	円
13	日			:	:	時間 分	円
14	日			:	:	時間 分	円
15	日			:	:	時間 分	円
						合計利用時間 (分は切捨て)	合計保育料
						時間	円
						時間	円

(夜間)



## ベビーシッター(一時預かり)利用内訳表 &lt;表面&gt;

申請者氏名：

児童氏名：

※お子さまお一人につき1部作成ください。  
 ※純然たる保育サービス提供単価(税込み)を記入してください。  
 クーポン等の割引の利用がある場合は、割引後の利用料を記入ください。  
 ※共同保育とはテレワーク等で家庭内にいるだけでなく、  
 子育ての不安の解消等のためにベビーシッターと一緒に保育することを指します。  
 共同保育の場合はきょうだいで折半した保育料の金額を記入ください。  
 ※同日に夜間帯(22時から翌7時まで)をご利用いただいた場合は、行を分けて記入ください。

【令和 6年 4月分】

	日付	共同保育 の場合は○	夜間帯利用 の場合は○	利用時間帯 (24時間表示)		利用時間	保育料
				開始時間	終了時間		
1	7日			13:00	17:30	4時間 30分	13,000円
2	8日			9:00	14:00	5時間 分	14,000円
3	14日			20:00	22:00	2時間 分	6,000円
4	14日		○	22:00	23:15	1時間 15分	3,800円
5	20日			10:00	12:45	2時間 45分	8,500円
6	日			:	:	時間 分	円
7	合計利用時間は、1か月単位の利用時間を合計し、1時間未満の端数(分)が生じた場合は、これを切り捨てた時間を記入します。						
8						分	円
9						分	円
10	※記入例の場合、夜間帯以外の合計利用時間が「14時間15分」のため「14時間」、夜間帯の合計利用時間が「1時間15分」のため「1時間」と記入します。						
11						分	円
12	日			.	.	時間 分	円
13	日			:	:	時間 分	円
14	日			:	:	時間 分	円
15	日			:	:	時間 分	円
						合計利用時間 (分は切捨て)	合計保育料
						14 時間	41,500 円
(夜間)						1 時間	3,800 円

別紙

ベビーシッター(一時預かり)利用内訳表 <裏面>

【 令和 6 年 5 月分】

	日付	共同保育 の場合は○	夜間帯利用 の場合は○	利用時間帯 (24時間表示)		利用時間	保育料
				開始時間	終了時間		
1	10 日			10 : 00	14 : 00	4 時間 分	11,000 円
2	22 日			17 : 00	18 : 30	1 時間 30 分	4,000 円
3	日			:	:	時間 分	円
4	日			:	:	時間 分	円
5	日			:	:	時間 分	円
6	日			:	:	時間 分	円
7	日			:	:	時間 分	円
8	日			:	:	時間 分	円
9	日			:	:	時間 分	円
10	日			:	:	時間 分	円
11	日			:	:	時間 分	円
12	日			:	:	時間 分	円
13	日			:	:	時間 分	円
14	日			:	:	時間 分	円
15	日			:	:	時間 分	円
						合計利用時間 (分は切捨て)	合計保育料
						5 時間	15,000 円
						時間	円

(夜間)

【 令和 年 月分】

	日付	共同保育 の場合は○	夜間帯利用 の場合は○	利用時間帯 (24時間表示)		利用時間	保育料
				開始時間	終了時間		
1	日			:	:	時間 分	円
2	日			:	:	時間 分	円
3	日			:	:	時間 分	円
4	日			:	:	時間 分	円
5	日			:	:	時間 分	円
6	日			:	:	時間 分	円
7	日			:	:	時間 分	円
8	日			:	:	時間 分	円
9	日			:	:	時間 分	円
10	日			:	:	時間 分	円
11	日			:	:	時間 分	円
12	日			:	:	時間 分	円
13	日			:	:	時間 分	円
14	日			:	:	時間 分	円
15	日			:	:	時間 分	円
						合計利用時間 (分は切捨て)	合計保育料
						時間	円
						時間	円

(夜間)